

兵高教組 2020年3月4日 調査情報 30号

兵庫県高等学校教職員組合調査部
TEL: 078-341-6745 FAX: 078-351-3185
URL: <http://www.hyogo-kokyoso.com>
mail: honbu@hyogo-kokyoso.com

休校等により子の世話をするために勤務しない場合の、特別休暇での対応が実現

職員本人や家族の発熱等の風邪症状で勤務させない場合も特別休暇

教育長からの要請による学校の臨時休業という措置に対して、高教組と兵庫教組は県教委に対して先ず2月28日に申し入れをおこない、根拠を明らかにして丁寧に説明することと現場の意見を聞いて対処することなどを求め、さらに教職員の服務等に関する要求も出しました。その後、あらためて要求書を提出して、早急な対応を求めました。

学校が休みになることに伴い、勤務を休んで子の世話をしなければならなくなる困難さや、そのような場合に有給休暇を取得させた企業に対する国からの助成措置など、報道等でも大きく取り上げられています。教職員の家庭も例外ではなく、職場からも「なんとかならないのか」という切実な声が寄せられていました。また、非常勤職員の任用・報酬についての不安の声もありました。

教職員の服務と非常勤教職員の任用・報酬に関して適切な対応を県教委に対して強く求めた結果、子の世話をしなければならない場合の特別休暇による対応が実現しました。

学校や保育園、幼稚園などが休みになって子の世話をしなければならない場合は特別休暇

休校等に伴って、子の世話をする職員がそのために出勤することが著しく困難である場合の特別休暇の取り扱いについて、3月2日付の教育長通知が出ました。次のア)～イ)の場合を「災害や交通途絶で出勤困難」の特別休暇として取り扱うというものです。

出勤することが著しく困難であると認められる場合

- ア)新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- イ)職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られることから、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針等を踏まえ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- ウ)略 [検疫法に規定する停留の対象となった場合]

子の世話をしなければならない場合と、職員本人または親族に発熱等の風邪症状が見られる場合に、特別休暇が取得できるということです。保育園、幼稚園などの閉園による場合も対象です。

日数・時間数の限定はなし

他の休暇等を先に取らないといけないというような条件は何もありません。期間は「必要と認められる期間」で、日数や時間数の限定はありません。

非常勤職員も対象

非常勤職員も同様で、報酬等の減額はされません。

管理職には特別休暇の取得促進が求められる

通知文の「留意事項」に「勤務しないことがやむを得ないと認められる場合」として、

例1)学童保育等に子を預けることが不可能で、職員以外に当該子の世話をする者がいないこと。

例2)単に子の学校が休業になっただけでなく、子の世話をを行うため勤務しないことに特段の理由があること(特に中学校、高校の場合)

と例示されています。特別休暇を取得しやすくするための例示だそうです。

感染リスクの予防という観点での休校措置という特別な状況の中で、政府は企業に対しても、子どもを持つ従業員が休暇を取得できるよう配慮を求めています。管理職には、この特別休暇の取得促進が求められます。一人ひとりの子どもには、それぞれの事情・状況があります。管理職が特別休暇の適用に難色を示す場合は、他に子の世話をする者がいない状況や子の世話をするための理由を丁寧に説明して、よく相談してください。

何か問題があれば、職場の分会もしくは高教組本部へご相談ください。

休校措置によって授業がなくなった分の非常勤講師の勤務・報酬について

学校の臨時休業に伴って、学校で働く教職員に不利益が生じることがあってはなりません。「休校措置の責任は学校・県教委にあるのだから、補償を」と求めたところ、何もなしで補償という考え方はできないが、「勤務してもらって報酬を支給するのは何も問題ない」「試験の採点など、非常勤講師の本来の職務・業務であればよい」と確認しています。

教職員の生活と権利を守る高教組へ、あなたもぜひ!